大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月12日

大田市長 楫野弘和

大田市規則第45号

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年大田市規則第147号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第7条」に、「その行為前7日までに、」を「あらかじめ」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 行為の許可の対象となる事由は、以下のとおりとする。
 - (1) 龍源寺間歩の利用促進に資すると認められるとき。
 - (2) 龍源寺間歩に関する調査、研究、展示及び情報提供に関する行為と認められるとき。
 - (3) その他龍源寺間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

第3条中「市長」を「指定管理者」に、「第8条」を「第10条」 に改め、「(様式第3号)」を削る。

第4条を次のように改める。

(入場料の減免)

- 第4条 指定管理者は、条例第11条の規定により、次の各号に掲げるものの入場料から当該各号に定める額を減免することができる。
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校 が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて入場 するもの 入場料の額の全額

- (2) 前号に掲げるものを引率する教職員 入場料の額の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者入場料の額から条例別表に定める団体料金に相当する額を減じて得た額
- (4) 前号に掲げる者の介護者(原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。) 入場料の額から条例別表に定める団体料金に相当する額を減じて得た額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が市長の承認を得て別に定める額

第8条を第9条とし、第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、 同条を第8条とし、第6条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、 同条を第7条とし、第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、 同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(入場料の減免申請及び無料入場証)

- 第5条 前条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山龍源寺間歩入場料減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げるもの並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が市長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時龍源寺間歩に入場する必要がある者については、石見銀山龍源寺間歩無料入場証(様式第4号)を交付するものとする。

様式第1号中「大田市長」を「指定管理者」に改める。

様式第2号中「大田市長 印」を「指定管理者」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

様式第3号を次のように改める。

石見銀山龍源寺間歩入場料減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 (連 絡 先)

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

日	時	年 月 日() 時 分入場
目	的	
人	数	大人(高校生以上) 名 小人(小・中学生) 名
減額又は免除の 申 請 額		<u>円</u>
備	考	

※以下は、指定管理者が記入します。

※入場の際は、本書を龍源寺間歩入口受付にて提示すること。

上記の申請について下記のとおり決定します。

減額・免除の決定額 円

年 月 日

指定管理者

様式第4号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「大田市長」を「指定管理者」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。